

第 3 7 回前橋家庭裁判所委員会議事録

1 開催日時

令和 3 年 2 月 2 4 日（水）午後 1 時 3 0 分～午後 3 時 3 0 分

2 開催場所 前橋地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）

足立進委員，伊藤麻利子委員，大館実穂司委員，音山若穂委員，川原武男委員，神戸勇委員，橋本ひろみ委員，平方宏委員，舟根登志子委員，光本洋委員，多和田隆史委員（委員長），以上 1 1 人

（説明者）

前橋家庭裁判所 高橋潔首席書記官

前橋家庭裁判所 光本洋上席裁判官（委員）

（事務担当者）

小澤久美子首席家庭裁判所調査官，前田勉次席家庭裁判所調査官，前川弘行次席家庭裁判所調査官，中橋正幸次席書記官，松田圭介事務局長，井上由里事務局次長，森谷五月総務課長，森山ひとみ総務課課長補佐

4 議事

- (1) 開会のことば
- (2) 委員の交代
- (3) 新任委員のあいさつ
- (4) 委員長の選任
- (5) 意見交換等

テーマ 1 「成年後見制度の利用促進を図るために裁判所としてどのような工夫が必要か ～自治体への働きかけについて～」

テーマ2 「感染防止対策をしながらの家事調停運営について」

- (5) 次回期日の指定等
- (6) 閉会のことば

5 議事経過

- (1) 開会のことば
- (2) 委員の交代
- (3) 新任委員のあいさつ
- (4) 委員長の選任

多和田隆史委員が委員長に選任された。

- (5) 意見交換等

ア 報告

前回の委員会の意見交換事項である「女性に調停委員として活躍していただくための方策について」に関し、委員から出された意見に基づいた取組みの状況等について報告した。

- イ テーマ1 説明「成年後見制度の利用促進を図るために裁判所としてどのような工夫が必要か～自治体への働きかけについて～」

高橋首席書記官から、成年後見制度利用促進基本計画の概要説明、当裁判所での同計画の実施に向けた取組み（県内の35市町村への働きかけ）の現状報告、合わせて、各自治体において取組みの隘路となっている、広報相談機能が充足できない次の3つの原因及び今回の委員会における意見交換の趣旨説明を行った。

- (ア) 成年後見制度利用促進の趣旨についての担当者の理解不足

- (イ) 担当者が制度の趣旨や住民のニーズを概ね理解しているものの、後見制度が利用しづらいと感じている等の理由により、日常生活自立支援事業を利用している。

- (ウ) 担当者は、制度の趣旨や住民のニーズを理解し、後見制度利用

の判断もできるが、予算やスタッフの理解不足等により積極的な制度利用には結びついていない。

ウ 質疑応答

○委員長

裁判所の説明を踏まえ、各委員から御意見をいただきたいと思います。

○委員

自治体によって具体的に対応の仕方が異なるということは分かりました。また、裁判所の方から積極的に向いて広報されるということで努力されていると思いました。あるべき制度と現実に乖離があって、なかなか埋まらないことの原因は、どの制度も多分初めは同じだと思います。例えば、裁判所に自治体の関係者を招いて、定期的に講習会を実施することも1つの方法だと思います。今までは個別に向いているから、それぞれがどんな対応をしているかがよく分からないわけですが、出席される自治体の方々が、講習会を重ねることによって横の連携が生じて、もうあの自治体はここまで進んでいるということが担当者レベルで分かってきますので、それが1つ有効策ではないかと思いました。

○委員

お話を伺うと、裁判所がなすべきこと、市町村がなすべきことというのは、私どもとしては理解しているつもりですが、一番末端の利用者にとってどういふものかということがよく分かっていないことが現状のような気がいたします。それは、私は昨年から民生委員も務めておりますが、後見制度というものがあることは存じておりますが、どんなメリットがあって、どういうところが使いづらいということがやはり今一つ理解されていない。ですから、市町村が後見制度の説明会を開いても、なかなか参加者が集まらないということが現状ではないかと感じております。

○委員

裁判所が率直に各市町村に全て出向いて説明をしていることに驚きましたが、どの分野も同じ課題がありまして、私たちも精神保健関係でもいろいろな相談業務を各市町村の方たちと手を組んでやりたいと思っても、やはり市町村によって温度差があります。ある自治体は積極的だけれども、こちらの自治体はままならないといったような、私たちも悩みながらやっている現状があります。住民の方々から市町村の窓口にどんどんSOSを出してくれないと、市町村の担当者の方も、やらなくてはいけないという感覚になりづらいのかなと感じました。私が携わっている相談業務でも、昔は世間体を気にして引きこもりの問題は相談できなかった状態がありましたが、数年ぐらい前から少しずつ相談してもいいという風潮が広まってくれたおかげで、住民の方も近所の行政センター等の市町村窓口で相談に行き始めていることから、やっぱり困っている住民の声が大事だと思いました。ですから、市町村の担当者の方への啓発とともに、県民の皆さまに知っていただくことも大事なことだと思った所存です。

○委員

裁判所がすごく精力的に取り組まれていることがよく理解できました。広報機能を充実させるのはとても有意義なことですが、制度を利用される方から見ると、やはり一般の人にとっては財産を動かすとか、何か手続をするということはとても重い判断だと思います。人は、重い判断をするときに情報が足りませんと、そこで保守的になってしまうのは当たり前のことだと思います。ですから、利用を促したいということであれば、それぞれの御家庭の事情に即してどのようなメリットがあって、どのようなデメリットがあるのかということ、一番御家族に近い方が支えてあげることが大切ではないかと思えます。そこで、広報機能の充実はもちろん必要ですが、相談機能についてもさらにしっかり支えてほしいと思えます。特に、現場の一番先端で働いている方々を支えていくことはすごく大切だと思います。先ほど

も出ましたように研修会を開いて、横のつながりを広げていくことは1つ大切なことだと私も思いました。

○委員

日頃から家庭裁判所には成年後見制度において大変お世話になっております。特に本県においては、成年後見の申立件数、あるいは首長申立て、法人後見では、47都道府県で上から四十数番目であって、利用率が悪いということは本当に大きな課題で、今後さらに高齢化を迎える中で、非常に大きな課題であると思っております。原因ですが、家庭裁判所でも各自治体を回っていただいておりますが、県社協でも県と連携して、市町村を回らせていただくと、広報、相談機能が充足できていないことは、説明いただいた3つの原因に尽きると思っています。自治体の担当者からも、「成年後見を必要としている人はいません」というのが多く返ってくる答えです。社協では日常生活自立支援事業、この事業は全国的に見ると、群馬県の人口当たりの利用件数は高く、日常生活自立支援事業は確かに1時間当たり1200円と安く使えるのでここにとどまってしまっていると考えています。ただ、ある程度判断能力があることが必要ですので、その後、判断能力がなくなると成年後見に移っていく流れになりますが、やはり本来受けるべき成年後見、権利擁護をしっかりと受けられるべきであると思っております。そして、予算、これは厚労省の所管で、成年後見利用促進の支援事業は国の補助事業であっても、包括の予算ですから、成年後見を自治体がやればやるほど持ち出しが増えると、成年後見は最終的には亡くなるまでの支援なので、累積的に補助金が増えてしまうという問題もあるかと思っております。また首長申立てがかなり停滞していて、やはり首長申立てが増えれば、全体的に成年後見制度の利用は増えていくと考えています。法人後見も市町村社協でやっているのは県内で3か所と非常に少ないので、重く受け止めておりますが、市町村社協で法人後見の希望がありましても、福祉に精通した相談員の継続、あるいは法人での支援

なので30年、40年という期間で支援していくというメリットがありますが、市町村の社協が、市町村に対して法人後見をやりたいと言っても、予算的な措置が難しい、日常生活自立支援事業でいいのではないかとということが実態としてありますので、やはり市町村にいかに意識を高めていただくかということが重要で、市町村回りは非常に効果的で、さらに言うと、首長がこの成年後見に理解を示すということがないと、なかなか自治体としても対応が重いと実感しています。今後とも裁判所としっかり連携をさせていただきたいと思っています。

○委員長

首長が理解を示すためには、この方たちに対してどういう働きかけをすべきか、御意見がおありですか。

○委員

県のほうに提案しているのはトップセミナー、35市町村長と知事、ある程度のクラスの方が出席する会議で講演をしたことがあります。知事から話をさせていただくとか、同じ研修会、セミナーでも市町村長を対象としたセミナーをやっていただくことが大事だと思います。渋川市では市長の方針で権利擁護の方は進んでいるのですが、国の機関が調査に行ってPRをしたら直接市長に伝わったということがあります。やはり市町村の格差が大きいです。本県では太田、館林は進んでいます。今年の4月から、市町村の社協では法人後見は藤岡市とか渋川市、こちらでは市町村の理解を得て動き出せましたが、市町村の社協が法人後見をするには10件ぐらいの実績がないと費用のペイができなくて、そこまでの自治体は本県ではまだ館林市ぐらいで、相談員の人件費を10件までは行政で負担していただきたい、10件ぐらいあれば、ある程度、独り立ちができるのかなと思います。

○委員

35市町村との連携では、警察業務でも通ずるものがあると感じました。

先ほど、昨年の5月現在では5つの自治体のみという話でしたが、その後35市町村を回って理解を得ているということですが、警察署でも、今ブロック別に会議をしていて、年頭に35の市町村が集まって、県の担当部署などに広げて、その後また群馬県西毛、北毛、東毛、中毛と各ブロックでやって、各自治体の方々間で同じ業務をしている担当者が分かって、そこで、隣の町はどうかというような話が担当者同士でできるような関係作り、そういったことを進めております。先ほども出ましたように横の連携も1つあると思います。あとは、自治体の窓口の方は幾つも業務を担当していて、1つに傾注できない部分もありますので、そういった人をフォローできるように、やはり同規模の自治体同士の担当者の連携とか、そういったことも効果的ではないかと思えます。

○委員

立場柄、馴染みがないのですが、老いて意思表示がままならない親を持つ一般人として申し上げますと、これまでも出ましたように、難しい、面倒だということで、日々の生活で疲れていることもありますし、〇〇の窓口に行ったら聞けるよと言われても行くのも大変だという気持ちもあります。役場には熱心な弁護士の先生がいるとしても、役場に行くといっても昼間しか開いていませんし、昼間は仕事があると、なかなか大変です。この制度を利用すべき高齢者を抱えている私どもの世代にとって、嫌でも目に入り、自分も行かないといけないと自覚するような分かりやすい広報とは何かと、回覧板やテレビ、新聞かな、ネットかな、などと先ほどから考えておりました。私のような世代の者を対象とした、教えてくださる方のところに足を向ける気になるような広報のツールが必要だと思いました。

○委員長

お悩みの際に、家庭裁判所に行こうという気持ちは起きなかったですか。

○委員

家庭裁判所は平日の昼間に行く必要があつて、平日の昼間は仕事で、もし、これで有給を取って、次から来ないでいい、シフトから外れていいよと言われてたらどうしようと普通に働いている人は感じることもあると思いますし、そうすると、ますます遠ざかってしまいますので、そうだとでも行かなきゃいけないと思うきっかけを、自分で日常生活の中で見つけられるようになればと思いました。

○委員

後見制度の利用促進ということで、統計的にこの制度を利用している件数の増減の把握はなされているのか、若しくはそういったデータは取られているのか、取らないのか、そのあたりはどうですか。

○高橋首席書記官

成年後見制度に関する統計データとしては、申立件数は微増、増えているとまでは言えない程度です。

○委員

先ほどの3つの原因に基づいて、PDCA、プランをして、実行して、またチェックをする、その後また時間の経過とともに確認をするということが大切だと思いました。担当者の理解不足ももちろんですけども、先ほどから出ておりますとおり、相談する民間の人がこの制度を知っているのか、知ったときにどこに相談するのか、そういう広報をどこでやるのか、新聞や市の広報、商工会議所の広報紙、地道に制度の説明と、広報をして知っていただく、理解してもらうことが大切かなと思いました。

○委員

先ほども出ましたように、日常生活の自立支援に力を入れておりまして、民生委員はお金の相談には関われないこともありますし、後見制度を利用する方には家族がいらっしゃいますから、ご相談いただいたときは社協につなぐようにしています。

○委員

貴重な御意見いただきましてありがとうございました。後見手続を日々担当しておりますと、やはり後見人をやっても後見の仕組みをよく理解できていない方もいらして、皆さまからの意見を伺っていて、確かにそういうことがあると思いました。他方で、最初に首席書記官から御説明しましたように、成年後見制度利用促進基本計画の五か年計画の最後の年が令和3年度、つまり来年度で、来年度には中核機関を作って、中核機関から後見人を支援する、そういう仕組みを作っていないといけない、家庭裁判所はそれを後押ししていかないといけないという状況です。35市町村中、現在できているのは5つの市町村で、残りの市町村についても中核機関をまず作る、そして、作った後は、来年度以降、より充実したものにしていかないといけませんので、今後とも委員の皆さまのお知恵をいただきたいと思っております。

エ 説明「感染防止対策をしながらの家事調停運営について」

光本委員から、家事調停の概要、当裁判所における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の実情の説明、コロナ禍における調停運営の改善のための取組状況、調停時間の短縮及び調停時間の短縮を意識した事前評議の充実並びに次の2つの意見交換テーマについて説明がされた。

(ア) 限られた時間で、必要となる情報や当事者の考えを的確に聴取するための工夫について

(イ) 聴取内容を短時間で整理・検討し、その結果について調停委員同士、当事者との間で共有するための工夫について

オ 質疑応答

○委員

2つ目の情報共有の点で、現在、一般的にデータにして、パソコンで共有

するといった仕組みがよく使われているかと思いますが、話合いの結果を可視化して共有するといったことについて、裁判所では、どこまで取り組まれているのでしょうか。

○委員

パソコン、ウェブを使う方法は設備がまだ整わず、行っていませんが、各調停室には、書いては消せる「ヌーボード」という名称の小さいホワイトボードを利用して、当事者に見てもらって可視化することができますので、複雑な事案の場合はそういう方法で行っています。

○委員長

大学という研究、教育の場でも同じような場面があると思いますが、何か技法や工夫がありましたら御紹介ください。

○委員

1点目の限られた時間の中での効率的な進め方については、やはり事案の把握にかける時間は、利用者からすると、自分の気持ちを分かってもらいたいがためにどうしても長くなってしまっていて、そこは、心理カウンセリングでもあまり短くすることは好ましくないと考えています。ですから、ある程度は時間をかける必要があると思います。話される方にとってみれば、何をどこまで話せばいいのかということは経験された方でないと分からないので、そこが不安があることと、分かっているかどうかという2点で、既に調停委員の方々は技術的に十分使いこなされていると思いますが、心理学という傾聴というスキルを使って、分かっているのと積極的に思わせることが大切ですし、それから話していただく前に、何をどこまで話せばいいのかということを知った上で話してもらい、その2点で多少時短ができるくらいではないかと思います。また、人にもよりますので、相手の性格をよく把握しながら技術的にやっていくしかありませんし、工夫のしどころが難しいと思いました。

2点目については、特に当事者の方との情報の共有では、次回までに考えてきてほしいことをしっかりと明確に伝えるという意味では、やはりある程度、話合いの中身を可視化できて、自分でも見て整理できるような、そうした仕掛けがあるといいと考えています。先ほど、小さいホワイトボードのようなものがあるということですので、それに箇条書きにするといった工夫が考えられると思います。

○委員長

心理カウンセリングでの傾聴という技術について、調停委員の方にそういった心理カウンセリング的な技法を、研修の対象として行っているかどうかという点について説明をいたします。

○前田次席家庭裁判所調査官

調停委員の研修では、面接の基本的なスキル、傾聴や受容といった基本的な技法や、信頼関係の構築にかかる内容については必ず御説明しています。ロールプレイ等を用いた面接技法の研修もできるだけ実施するよう研修等の企画をしています。

○委員

精神的な相談でも、とてもよくある問題ですが、ある程度時間の枠は決まっているので、その時間の中で今日は一番どこについてお話ししたいのかを初めにお伝えする、精神医学的には相談者の一番の主訴、それをまずお互いに共有してから話を始めるということを意識しています。特に精神的に不調のある方たちは、話のまとまりがつかず、ある話をしていても、続いて別の悩み話になって、次々と終わりなく話が続いてしまうので、初めに今日は何時何分までです、その中で可能な範囲で相談に乗らせていただきますが、今日はどんなお話ができると来てよかったと思いますか、どんな話が一番したいですかと、そんなふうにお互い共有してから始めています。

2つ目の当事者との間での共有については、私たちも近年とても意識し始

めていて、精神科分野でも過去には患者さんと共有するというよりも、医療者側で共有をするのみで患者さんに治療を提供するといった仕組みが続いていましたが、最近では当事者が主役なので、当事者とともに治療計画を立てていくというスタンスに変化してきまして、私たちも退院する前などの患者さんを取り囲んで行う会議では、ホワイトボードを使って、患者さんと一緒に、今こういう状況で、ここが一番困っているよね、ここが強みだよねと、御本人に確認をしながら書き出して、可視化して、共有をして、必要に応じて印刷や写真に撮って、御本人に渡して共有することもしています。ですから、次回までにこの点を整理してきてくださいと言って渡しておく方法もいいのではないかと思います。目に見えていないと、次までの宿題を出されても途中で御本人の中で認識が変わっていくこともありますので、形にしていくといいと感じました。

○委員長

お話しいただいた試みで、以前と比べて変化したような成果はありましたか。

○委員

従前は、患者さんも一方的にいろいろ治療や支援を押しつけられている感覚であったと思いますが、自分が中心で参加をした話合いでは、押しつけられた感覚がなくて、自分としても他人ごとではなく自分のこととして取り組みやすくなっているのではないかと思います。

○委員長

話を聞いて、その後の対応を考えるという意味では企業経営もそうですし、弁護士業務でもそうだと思いますが、何かこの点で工夫や御提言があればお話しいただけますか。

○委員

基本的に情報共有は通常もやっていて、感染防止対策を行う環境の中での

ことになると思いますが、通常2時間でやっていたのを1時間半で行うには、生産性を上げるために調停委員の方と情報を的確に共有すること、情報もど
ういう情報を伝えるかが大事だと思いますが、やはり事前の説明が必要で、
穏やかな気持ちですぐ本題に入るためには、何が目的なのか、何を言っても
らいたいのかということができる限り伝えておくということが、30分短縮
する上では重要だと思います。

○委員

弁護士の場合は、弁護士費用を払っていただくと、大前提として味方だ
という信頼関係が構築されるわけです。そこがやっぱり裁判所と違う点だと思
います。私の業務では、もちろん紛争ですから、事実と評価という問題が必
ずありまして、調停委員の先生方も何があったかの事実を踏まえて、それを
的確に把握した上で、気持ちは分かるけども、無理なものは無理だと、説得
する作業がどうしても必要だと思います。いきなり無理だと伝えると、この
人は私の敵だと思われて、調停委員は本当にひどいというような印象を与
えてしまい、後でフォローが必要になると思います。

コロナ禍の中で新たな調停のやり方を家庭裁判所としても苦労されている
かと思いますが、基本的に信頼関係を構築するには時間がかかると私は思
います。だから、傾聴、例えばアクティブヒアリングといった、手法として、
あなたのことを全面的に最後の言葉が終わるまで遮らないというような聴取
の仕方をすることによって、心が打ち解けられてきて、本人たちも自分の言
っていることが無理だということはある程度分かっていますから、その上で
話を聞いてもらって、ここまで言ってもだめならしやうがないという機運が
高められると思います。

○委員長

依頼者に検討してもらうに当たって、面談の終わりに情報共有するために何
かされていることはありますか。

○委員

打合せの最後に、次回はこういう書類を用意してくださいといった話はします。調停委員の経験では、口頭ではありますが、見える化のための文書化は少ない気がします。だから、例えば給与明細を持ってきてくださいと言っていただいたのに、相手方はそんなこと言われていませんという事態も起きたりしますので、認識に相違があると思ったときは文書を出して、お互いに約束することもあります。

○委員長

実際に調停委員として、何か日々の調停において工夫されている点だとか、あるいは情報共有の在り方とか、御紹介いただけますか。

○委員

調停の現場では、私はこんなに大変なのにといった、私はこういうことをされた、過去にこんなことがあったみたいな話を延々とされる方もいらっしゃいますが、調停委員の立場は、常に中立であることを旨としておりますので、双方それぞれに言い分があるということを肝に銘じて話を聞かなければなりません。調停の当事者は、二人で、若しくは家族で話し合いをしても解決ができないことが多く、話がこじれて、感情的にも金銭的にも、とことん追い詰められている方が多くいますので、調停の席では、この方が私たち調停委員に何を求めているかということを考えながら進めていきます。しかし、調停は裁判ではなく、話し合いの場であって、相手も同じことを考えていると思いながら解決をしていかなければ、調停での解決は難しいですよということをそれとなくお伝えするようにはしています。あと、あれも求めたい、これも求めたいと、いろんなことをおっしゃる方には、一番大事なことは何ですか、何を一番求めていますかと、気持ちを絞っていただく工夫はしています。そこで相手から譲歩が得られると、金銭的なことは何とかなると思いながら、話し合いを進めることができます。ですから、できるだけ交通整理する時間を短く、話をまとめて

いく工夫を私はやっております。何回も同じことを繰り返し毎回話す方には、調停という制度の中で解決する意欲も見極めなければなりません。その場合は、調停は非公開の手続だけれども、訴訟になると、傍聴人や関係者もいる中で、言われなくてもいいことまで言われることがあると、気持ちがそちらに向かないような言葉を挟むことはあります。なるべく調停で解決する方がお互いに新しい一歩を踏み出すために向かっていけるのではないかということを考えながら進めております。

○委員長

調停委員は二人で進行されるわけですが、当事者から聞いた話を分析して、この人に対してどういう働きかけをしていくのかといったことを調停委員同士でお話をする場面もあるかと思えます。時間の短縮の中で、そうした調停委員同士の評議にはどのぐらいの時間を割かれていますか。

○委員

最初に、今日はこういうことを確認し合う必要がありますねということを裁判官も交えた評議の中で進めて、当該1期日が終わったときに、まとめとして今日はこの部分の確認ができましたねと、次回はこの部分をもう少し深めていきましょうという打合せをしています。

○委員長

1時間半の調停の途中で、今の状況から次にどういう働きかけを行うかと、中間的な何か話合いみたいなことを行うことはありますか。

○委員

それはあります。調停委員同士で意見が違う場合は、当事者も不安を抱きますので、中間的な打合せは、当事者の入れ替わりをする、ほんの少しの間ですしています。

○委員長

関係者から情報を引き出して、どんな対応していくかということは、市町村

との関係でも同じだと思われませんが、何かそういった点で工夫されている点はありませんか。

○委員

福祉関係の相談では傾聴することが一番主になっていまして、相談者の特徴は長時間自分の話を聞いてほしいというリピーターの方が多いです。最終的に悩みを話して、それで済む方、切実に専門機関につなげていかなければならない方、本当に多種多様にあると思います。実際には各市町村の様々な相談窓口、あるいは最近は社会福祉法人も地域貢献ということで、県社協が音頭を取って「何でも相談」という形で相談窓口を請け負っていただいて、福祉の専門の方にお任せしている部分がありますが、やはり相談員同士の情報共有の場が欲しいということが1つ大きな要望で、こういう相談にはどういう対応をした、どういう専門機関に相談して、どういう解決に至ったかということデータをバンクにしてほしいという要望もあります。コロナ禍の中で専門員さん同士の情報交換がやりづらいので、オンラインで情報共有できる場を構築しているところでは。

○委員長

警察と検察は、捜査において事情聴取など、限られた時間の中で効率的に話を聞くという場面もあると思いますが、調停の実情を念頭に置いて、何か御紹介いただけることはございますか。

○委員

解決策はないですが、とにかく相手のことを調べて、事前準備、できるだけどんな情報でもいいから情報を手持ちにして、それで調べに当たると時間もあまりかからないことがあります。相手のことを知るとというのは相手から話を聞く場合には非常に有効だなというのが1つの感想です。あと、相談の話では、ハード面で、その人の過去の相談を見ることができるよう仕組みがありますので、話を聞く上で非常に有効です。

コロナ対策ではできるだけのことをするしかないという感想です。

○委員

私どもでやっていますのは、コロナの感染予防をしたいから、お時間としては1時間ぐらいで終わらせたいと思っていますと、明るい安全なうちにおうちにお帰りくださいと、頭出しをして、それでもよろしいですかねという話を冒頭にしています。最初は天気の話でもいいですし、その人に寄り添ってはいけませんが、あなたに私は興味がありますという姿勢をきちんと明確に示すということによって、相手の疑心暗鬼に陥る可能性を少しでも軽減できるようにしています。

情報共有でも合同捜査を組む場合には、応援を入れる場合がありますから、その場合には、この人は何を聞いてほしいと思っているか、他方こっちは何が欲しいと思っているかというずれがありますので、その確認からやっていくと、あれもこれも押さえなきゃいけないと、押さえるべきことが見えてくる場合があります。自分の欲しいものの視点からだけ確認してしまうと、相手の悩みや消化不良を見落としてしまうリスクがあって、事件全体の判断を見誤ることにもなりまして、本当に難しいと感じています。

○委員長

企業経営でも顧客から必要なニーズ、何を希望されているのかと、取引に当たって必要な事柄があると思います。そういった情報入手の点で工夫されているようなこと、心構えはありますか。

○委員

信頼が大事です。そのためには企業として今まで培った信用をこちらから発信をすることだと思っています。

○委員

調停委員の方はスキルを学ばれていますので、やっていらっしゃると思いますが、傾聴や共感、御本人に寄り添うというのはとても大事な反面、時間も無

限じゃなく有限ですし、御本人もどこまで話していいのかわからなくなることを考えると、何分まではあなたのお気持ちを聞きますよと、1時間30分の中でも、ある程度の時間割みたいなものを提示してあげるということも一つの方法ではないかと感じました。精神科における相談でも、いろいろ訴える方は、そんなに自分の気持ちや頭の中が整理されていないことが多いですから、まず聞いて、「それでは、こういうことですかね」と、休憩時間のような要約の時間を少し作って、また御本人に話してもらってと、少し調停委員の方から御本人に確認しながら要約することを細切れでやっていくと、少し時間が短縮されて、かつ中身が充実するようなことになるのではないかと思います。

調停委員の方同士の意見交換、相談は御本人の前ではされていないということですが、精神科の分野や、その他の企業の分野でも最近オープンダイアログの技法が取り上げられていて、御本人のことだから、関係者が御本人の話を聞いて私はこう感じました、私はこう感じましたという話を、御本人の陰で相談、カンファレンスをするのではなくて、御本人の前でカンファレンスをする、そういう技術をうまく使えと、もしかしたら調停委員の方同士のカンファレンスの時間を御本人の整理の時間にも充てられつつ、逆に調停委員の方が話し合っていることを御本人が客観的に見て、自分で解決策、落としどころを見いだせる方もいらっしゃるのではないかなということを感じました。

○委員長

どこまで話をしているのか、医師や心理カウンセラーに対しても、最初はどこまで話したらいいかということをお悩まれている、分からないと伝えられることは結構あるのでしょうか。

○委員

恐らく精神科病院の受診も皆さん初体験として来られますので、この医者にどこまで話すべきか、話していいのかといったことは、内科の診察とは全然違うので、皆さんとても戸惑われているのではないかと思います。

○委員長

そういうときは、恐らく情報として最初にいろいろ聞き出せたらいいのではないかと思いますが、どういう形で話していただくことになりますか。

○委員

何でもお話してくださいということはあまり言わないです。今日の診察時間はこれだけの時間しか取れないので、その中で何を話し合いましょうかとお話することが多いです。

○委員長

医師にとって必要な事項というのは、問いかけで、この点はどうですかという形で、必要な情報を引き出していくという形になりますか。

○委員

そうです。どうしても診断のために集めるべき情報はあるので、集めながら進めるのですが、それが難しいところで、御本人の話をあまり遮って情報だけ集めると事情聴取のようになりまして、恐らくその方はもう2回目は来なくなります。要は自分の話を聞いてもらえなかったという感覚になるので、そこがとても難しいところです。逆に本当に診断が必要なときには、診断のために、あなたの気持ちを脇に一回おいて、こちらで事実確認をさせてくださいという目的を説明して、いろいろ聞き出せば、まだ多少は御本人の納得が得られることもあります。何のために自分がいろいろ根掘り葉掘り聞かれているのかが分からないと、とても嫌だと思えますから、何のために、生活歴、小さい頃の話聞きますよと、御家族の構成を聞きますよと、こちらの意図していることを率直に説明するということが、とても大事だと感じています。

○委員長

調停では、かなりプライバシーに関わることが多いので、一体何のために聞かれているのか、当事者に不必要なことを聞いていると思われてしまうと、そこに壁が生じてしまいます。なぜ、こういう情報が必要なのかということをお

る程度は説明して話してもらうことが、調停でも必要だと思われませんが、そのあたりはどうか。

○委員

最初に、まず今日の時間については何時までですということはお伝えしています。それと、2時間設定の場合だと30分ぐらいずつ交代で行うというお話はしていましたが、今は多少短くなっています。御夫婦の関係の話では、かなり立ち入ったことを伺う場合もあるので、やはり事前に立ち入ったことを伺うかもしれないけれども、私たちには守秘義務があるので、ほかで話すことはありませんと、お二人のこれからのことを考える上で、何が原因だったかということを考える上で、必要な場合には立ち入ったことも伺いますが、話ができる範囲で結構ですから、話していただくと解決に向けた話し合いが進めやすいということはお伝えしています。

○委員

いろいろな御意見ありがとうございました。調停の場で、どのようにすれば当事者との認識の共有が図られるか、あるいは委員同士でどのようにすれば認識の共有が図られるかということは、かなり以前からある課題でして、コロナ禍でより一層その必要性が高まっているという状況にあります。先ほどのお話の中で、例えば宿題を可視化するといったような話も、これまで宿題を可視化することをしていなかったわけではなくて、そのためのメモなども用意されていたわけですが、必ずしも有効活用されていないという実情がありまして、もう少し使っていかなければいけないと感じました。

初めに時間を示すことについては、あらかじめ御紹介しましたとおり、調停の冒頭に御説明していますし、事前に送付している御案内文書にも1時間半を目安にというお知らせをしたりしていますので、ある程度分かって来られている方が多いとは思いますが、その反面、1時間半でぴったり終わりにしているのかといたら、そういうことをしているわけではありません。やはり皆さん

一様におっしゃっていたように信頼関係を構築することが非常に大事ですので、そこが達成されないと時間を区切るということは難しいなと思っています。特に初回は1時間半では終われないというところはあるかと思います。そのあたりはむしろ時間をかけた方がいいという御意見もありましたので、どういう運用をしていくべきかということは、初回とその他の回を切り分けるといったことも検討すべきかなと今日の話伺って思いました。

データベース化の話が幾つかありましたが、家庭裁判所でもある事件が以前に係属していれば、それを参考にすることはできますので、以前に事件があれば、こんなこと言っていたということは分かりますが、他県の裁判所の場合は中身が分からない状況です。データベース化されて、瞬時にかつて何を言っていたか確認できればいいなとは思いましたが、それは将来の課題だと思います。

(6) 次回期日の指定等

(7) 閉会のことば

以 上